



【問い合わせ先】
海上保安庁警備救難部環境防災課
課長補佐 両角 孝志
電話 03-3591-9819（直通）

令和8年2月18日
海上保安庁

令和7年の海洋汚染の現状（確定値） ～海洋汚染の確認件数が前年比39件増～

令和7年1月1日から12月31日までの間に、海上保安庁が確認した海洋汚染の件数は455件であり、前年の416件から39件増加しました。
過去10年の平均件数（433件）と比較するとやや上回る件数となっており、例年に引き続き、油と廃棄物による海洋汚染確認件数が高い割合で推移しています。

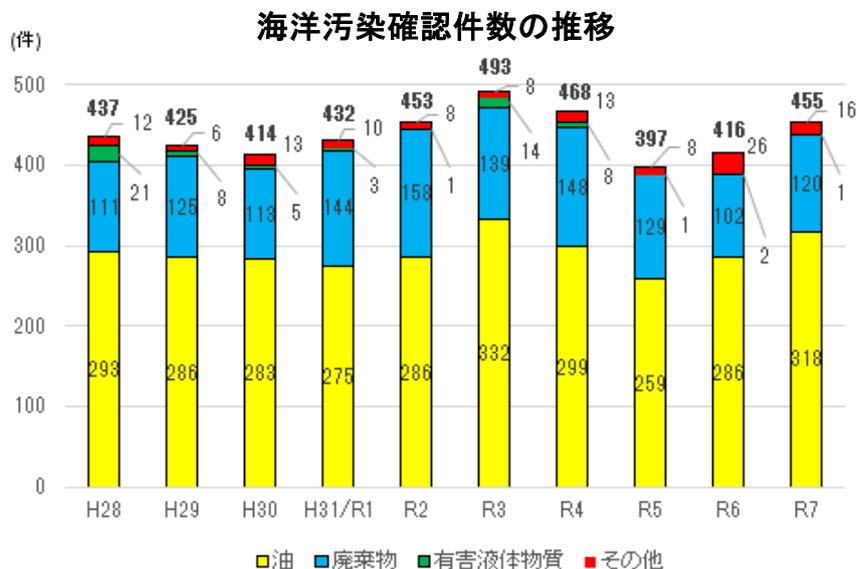
1 全体の傾向

海洋汚染確認件数のうち物質別（油、廃棄物、有害液体物質及びその他）では、油によるものが、318件（70%）であり、前年の286件から32件増加しました。

廃棄物によるものが、120件（26%）であり、前年の102件から18件増加しました。

有害液体物質によるものが、1件（1%未満）であり、前年の2件から1件減少しました。

※ 本資料の構成比は原則小数点以下第1位を四捨五入し表記しているため合計が100%にならない場合があります。



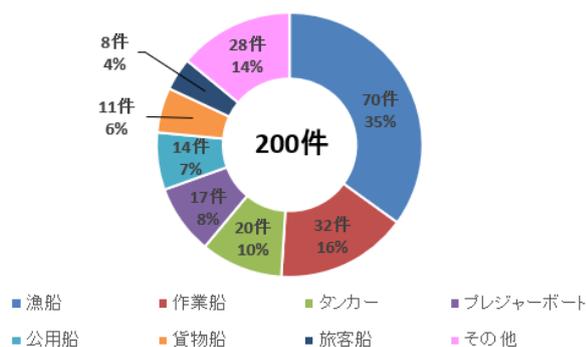
2 油による海洋汚染

(1) 傾向

油による海洋汚染は 318 件であり、そのうち船舶からの油排出が 200 件（前年 178 件）であり、船種別では「漁船」が最も多く、排出原因別では「取扱不注意」が最も多くなっています。

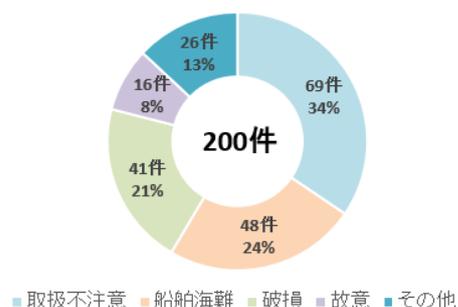
【ア 船種別】

漁船	70 件 (35%)
作業船	32 件 (16%)
タンカー	20 件 (10%)
プレジャーボート	17 件 (8%)
公用船	14 件 (7%)
貨物船	11 件 (6%)
旅客船	8 件 (4%)
その他	28 件 (14%)



【イ 排出原因別】

取扱不注意	69 件 (34%)
船舶海難	48 件 (24%)
破損	41 件 (21%)
故意	16 件 (8%)
その他	26 件 (13%)



(2) 具体的な今後の取組

排出原因として、最も多い「取扱不注意」の内訳は、例年に引き続き、誤ったバルブ操作や不適切な燃料タンク計測に起因したものが多く、不適切な排水ポンプ操作や使わなくなった船舶の管理放棄に起因したのも見受けられました。

これらを防止するため、引き続き、漁船・作業船などを中心に訪船指導を実施するとともに、海事関係事業者に対しても訪問指導や海洋環境保全講習会を行い、確認作業を徹底するように指導していきます。

～海洋汚染事例 1（船舶からの油流出による海洋汚染）～ 誤ったバルブ操作による油流出

陸上施設から船舶に対し、軽油を搭載しようとしたところ、該船乗員がバルブ操作を誤り、本来搭載するはずであったタンクとは別の満載状態であったタンクに軽油を搭載した結果、油が溢れだし、海上に流出したものの。

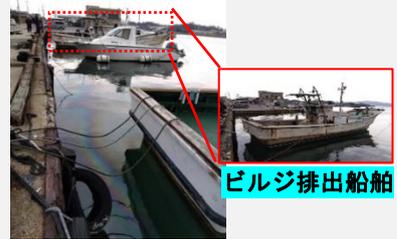


油排出船舶

**～海洋汚染事例2（船舶からの油流出による海洋汚染）～
不適切な排水ポンプ操作による油流出**

修理業者がビルジ排水ポンプの修理を行った後、同ポンプを試運転する際、溜まっていたビルジを吸引しないための適切な措置を講じなかった結果、油混じりのビルジが船外に排出され、海上へ流出したものを。

※ビルジ：船底に溜まった汚水



**～海洋汚染事例3（船舶からの油流出による海洋汚染）～
船舶の管理放棄に起因する油流出**

船舶所有者が、使わなくなった船舶の適切な保守管理を放棄し、船舶を放置した結果、船内に海水が浸水し、沈没に至り、船内に残っていた油が海上へ流出したものを。



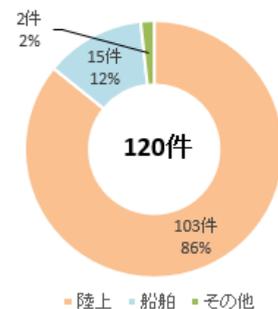
3 廃棄物による海洋汚染

(1) 傾向

廃棄物による海洋汚染は120件であり、そのうち船舶から廃棄されたものが15件、陸上から廃棄されたものが103件でした。陸上からの廃棄物を排出原因者別にすると、一般市民によるものが76件と全体の7割以上を占めています。

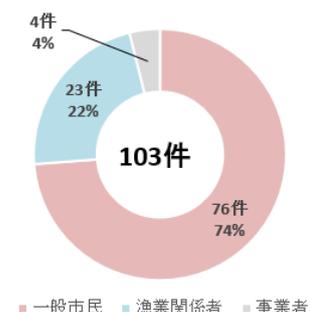
【ア 排出源別】

陸上	103件 (86%)
船舶	15件 (12%)
その他	2件 (2%)



【イ 排出原因者別（陸上）】

一般市民	76件 (74%)
漁業関係者	23件 (22%)
事業者	4件 (4%)



(2) 具体的な今後の取組

廃棄物による海洋汚染については、家庭ごみの投棄や釣りなどで発生した残さの投棄など、陸上からの「不法投棄」が大部分を占めています。

これらを防止するため、若年層を含む一般市民に対して、海洋環境保全教室や漂着ごみ分類調査を実施し、プラスチックを始めとした身の回りのごみが海洋環境に与える影響などについて、身近に感じてもらう機会を創出するとともに、これらの機会を通じて不法投棄防止の呼びかけを行うなど、海洋環境保全に向けた取組を推進していきます。

～海洋汚染事例4（陸上からの廃棄物投棄による海洋汚染）～ 一般市民による家庭ごみの不法投棄

一般市民が、家庭で生じたペットボトル、レシート、たばこの吸い殻などの家庭ごみ約 11.7 キログラムを、沿岸部から海上へ不法投棄したものを。



～海洋汚染事例5（陸上からの廃棄物投棄による海洋汚染）～ 外国人によるカキ殻の不法投棄

外国人が、カキを採捕し中身をくり抜いた後、不要となったカキ殻約 2.2 キログラムを、沿岸部から海中へ不法投棄したものを。



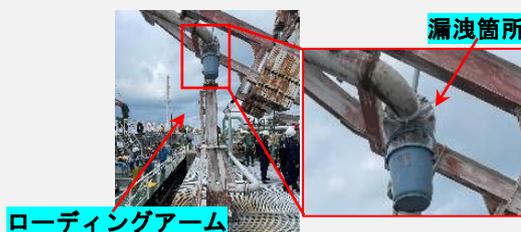
4 有害液体物質による海洋汚染

有害液体物質による海洋汚染は、特定事業場※敷地内で発生した 1 件のみとなっております。

※特定事業場：特定の汚水又は廃液を排出する施設を設置する事業場

～海洋汚染事例6（有害液体物質による海洋汚染）～ ローディングアーム配管部から硫酸の漏洩

特定事業場敷地内の岸壁上に設置された、ローディングアーム配管部の接続部に設けられた、漏れ防止材（シール材）の不良により、硫酸が海上に漏洩したものを。



5 その他の汚染物質による海洋汚染

その他の汚染物質による海洋汚染は、主に工場排水によるものや碎石等ばら積み貨物の脱落等によるものであり、全体の約4%（16件）となっています。

～海洋汚染事例7（その他の海洋汚染）～ 基準値を超える工場排水の海域への排出

水産加工会社関係者が、同施設から延びた配管から、水質汚濁防止法で定める排水基準※に適合しない排出水を、故意に海域へ排出したものを。



※排水基準

化学的酸素要求量（COD）：1リットルにつき160ミリグラム以下

→ 水中の有機物などの汚れの度合いを示す水質指標

浮遊物質量（SS）：1リットルにつき200ミリグラム以下

→ 水中に浮遊している不溶性の物質（直径2mm以下の粒子状物質）の量

※令和7年の海洋汚染の現状の詳細については「別添」をご参照下さい。

別添

資料 1 物質別にみた海洋汚染確認件数【令和 7 年を含む直近 10 年分】

(単位：件)

		油	廃棄物	有害液体 物質	その他	合計	前年比
平成28年 (2016年)	件数	293	111	21	12	437	111%
	割合	67%	25%	5%	3%		
平成29年 (2017年)	件数	286	125	8	6	425	97%
	割合	67%	29%	2%	1%		
平成30年 (2018年)	件数	283	113	5	13	414	97%
	割合	68%	27%	1%	3%		
平成31年/ 令和元年 (2019年)	件数	275	144	3	10	432	104%
	割合	64%	33%	1%	2%		
令和2年 (2020年)	件数	286	158	1	8	453	105%
	割合	63%	35%	0%	2%		
令和3年 (2021年)	件数	332	139	14	8	493	109%
	割合	67%	28%	2.8%	2%		
令和4年 (2022年)	件数	299	148	8	13	468	95%
	割合	64%	32%	2%	3%		
令和5年 (2023年)	件数	259	129	1	8	397	85%
	割合	65%	32%	0%	2%		
令和6年 (2024年)	件数	286	102	2	26	416	105%
	割合	69%	25%	0.5%	6%		
令和7年 (2025年)	件数	318	120	1	16	455	109%
	割合	70%	26%	0.2%	4%		

(注) 「その他」とは、工場排水、土砂等である。

資料2 海域別にみた海洋汚染確認件数【令和7年を含む直近5年分】

(単位：件)

年	種類	海 域										合 計	
		北海道沿岸	本州東岸	東京湾	伊勢湾	大阪湾	(瀬戸内海 大阪湾を除く)	本州南岸	九州沿岸	日本海沿岸	南西海域		
令和3年	油	30	34	24	15	10	77	22	49	38	33	332	
	油以外	有害液体物質	0	1	2	0	1	5	5	0	0	0	14
		廃棄物	25	20	12	25	2	28	5	10	10	2	139
		その他	0	0	1	0	0	4	0	2	1	0	8
		小計	25	21	15	25	3	37	10	12	11	2	161
計	55	55	39	40	13	114	32	61	49	35	493		
令和4年	油	24	33	29	6	7	65	25	51	35	24	299	
	油以外	有害液体物質	0	1	0	0	0	6	0	1	0	0	8
		廃棄物	26	29	14	23	8	11	3	14	17	3	148
		その他	0	3	2	2	0	2	0	3	0	1	13
		小計	26	33	16	25	8	19	3	18	17	4	169
計	50	66	45	31	15	84	28	69	52	28	468		
令和5年	油	31	32	31	7	8	51	21	29	35	14	259	
	油以外	有害液体物質	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		廃棄物	36	8	3	21	3	19	4	18	11	6	129
		その他	1	1	0	2	0	3	1	0	0	0	8
		小計	38	9	3	23	3	22	5	18	11	6	138
計	69	41	34	30	11	73	26	47	46	20	397		
令和6年	油	26	28	34	19	6	55	13	47	28	30	286	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
		廃棄物	43	3	7	16	0	12	4	6	10	1	102
		その他	2	2	5	3	0	4	2	6	1	1	26
		小計	45	5	12	20	0	16	6	13	11	2	130
計	71	33	46	39	6	71	19	60	39	32	416		
令和7年	油	27	27	26	14	8	62	32	55	38	29	318	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		廃棄物	27	19	5	27	2	7	8	16	7	2	120
		その他	3	0	0	1	2	7	1	2	0	0	16
		小計	30	19	5	28	4	14	9	18	8	2	137
計	57	46	31	42	12	76	41	73	46	31	455		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水、放置座礁船、碎石等である。

資料3 排出源別にみた海洋汚染確認件数【令和7年を含む直近5年分】

(単位：件)

年	排出源 種類	判 明														不 明	合 計	
		船							陸									
		貨物船	タンカー	漁船	旅客船	公用船	作業船	ボレージャー その他	小計	事業者	漁業関係者	一般市民 その他	小計	その他	計			
令和3年	油	24	12	61	5	11	32	31	19	195	14	4	22	40	21	256	76	332
	油以外	有害液体物質	0	6	0	0	0	0	0	6	8	0	0	8	0	14	0	14
	廃棄物	0	0	19	0	0	1	0	0	20	2	31	86	119	0	139	0	139
	その他	2	0	0	0	0	1	0	1	4	4	0	0	4	0	8	0	8
	小計	2	6	19	0	0	2	0	1	30	14	31	86	131	0	161	0	161
計	26	18	80	5	11	34	31	20	225	28	35	108	171	21	417	76	493	
令和4年	油	25	19	73	11	10	21	32	7	198	21	4	7	32	7	237	62	299
	油以外	有害液体物質	0	1	0	0	0	0	0	1	7	0	0	7	0	8	0	8
	廃棄物	0	0	23	0	1	0	0	2	26	8	21	88	117	0	143	5	148
	その他	4	0	0	0	0	3	0	0	7	6	0	0	6	0	13	0	13
	小計	4	1	23	0	1	3	0	2	34	21	21	88	130	0	164	5	169
計	29	20	96	11	11	24	32	9	232	42	25	95	162	7	401	67	468	
令和5年	油	15	14	43	7	9	22	26	10	146	24	3	18	45	3	194	65	259
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1
	廃棄物	2	0	3	0	0	1	2	0	8	4	33	84	121	0	129	0	129
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	2	1	7	0	8	0	8
	小計	3	0	3	0	0	1	2	0	9	8	35	86	129	0	138	0	138
計	18	14	46	7	9	23	28	10	155	32	38	104	174	3	332	65	397	
令和6年	油	20	15	61	5	19	20	20	18	178	28	3	15	46	6	230	56	286
	油以外	有害液体物質	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	2	0	2
	廃棄物	0	0	7	0	0	0	0	0	7	3	22	70	95	0	102	0	102
	その他	5	0	0	0	0	3	1	0	9	12	0	2	14	3	26	0	26
	小計	5	1	7	0	0	3	1	0	17	16	22	72	110	3	130	0	130
計	25	16	68	5	19	23	21	18	195	44	25	87	156	9	360	56	416	
令和7年	油	11	20	70	8	14	32	17	28	200	15	3	10	28	20	248	70	318
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1
	廃棄物	0	1	14	0	0	0	0	0	15	4	23	76	103	2	120	0	120
	その他	6	0	0	0	0	0	0	0	6	8	0	0	8	2	16	0	16
	小計	6	1	14	0	0	0	0	0	21	13	23	76	112	4	137	0	137
計	17	21	84	8	14	32	17	28	221	28	26	86	140	24	385	70	455	

- (注) 1. 「油以外」の欄の「その他」とは、工場排水、放置座礁船、碎石等である。
 2. 排出源「船舶」の欄の「その他」とは、遊漁船、台船等である。
 3. 排出源「判明」の欄の「その他」とは、海没車両、海洋施設等である。

資料4 原因別にみた海洋汚染確認件数(排出源不明のものを除く。)
【令和7年を含む直近5年分】

(単位：件)

年	原因		故意	取扱不注意	破損	船舶海難	その他	原因不明	合計
	種類								
令和3年	油		16	93	48	44	44	11	256
	油以外	有害液体物質	5	3	5	0	1	0	14
		廃棄物	139	0	0	0	0	0	139
		その他	6	0	2	0	0	0	8
		小計	150	3	7	0	1	0	161
	計		166	96	55	44	45	11	417
令和4年	油		23	67	54	55	29	9	237
	油以外	有害液体物質	0	2	6	0	0	0	8
		廃棄物	146	0	0	0	0	0	146
		その他	9	1	2	0	1	0	13
		小計	155	3	8	0	1	0	167
	計		178	70	62	55	30	9	404
令和5年	油		18	78	47	34	11	6	194
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	1	1
		廃棄物	128	1	0	0	0	0	129
		その他	6	0	1	0	1	0	8
		小計	134	1	1	0	1	1	138
	計		152	79	48	34	12	7	332
令和6年	油		13	77	48	40	46	6	230
	油以外	有害液体物質	0	0	1	1	0	0	2
		廃棄物	102	0	0	0	0	0	102
		その他	6	3	2	0	14	1	26
		小計	108	3	3	1	14	1	130
	計		121	80	51	41	60	7	360
令和7年	油		22	74	51	49	43	9	248
	油以外	有害液体物質	1	0	0	0	0	0	1
		廃棄物	120	0	0	0	0	0	120
		その他	6	1	2	1	6	0	16
		小計	127	1	2	1	6	0	137
	計		149	75	53	50	49	9	385

- (注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。
 2. 油以外の欄の「その他」とは、工場排水、放置座礁船、砕石等である。
 3. 原因の欄の「その他」とは、海没車両、沈船、経年劣化等である。

資料5-1 船種別にみた排出原因（油のみ）【令和7年】

（単位：件）

船種 \ 排出原因	故意	取扱不注意	破損	船舶海難	その他	合計
貨物船	1	5	3	2	0	11
タンカー	0	12	5	2	1	20
漁船	11	20	4	23	12	70
旅客船	0	2	5	1	0	8
公用船	0	2	11	1	0	14
作業船	2	13	9	4	4	32
プレジャーボート	1	2	3	7	4	17
その他	1	13	1	8	5	28
計	16	69	41	48	26	200

- （注） 1. 排出原因の欄の「その他」は、沈船、経年劣化等である。
 2. 船種の欄の「その他」とは、遊漁船、警戒船、廃船等である。

資料5-2 船種別にみた取扱不注意の作業内容（油のみ）【令和7年】

（単位：件）

船種 \ 作業内容	給油作業	移送作業	貨物油荷役作業	機関・設備整備作業	ビルジ取扱作業	その他の作業	合計
貨物船	3	1	0	0	0	1	5
タンカー	4	3	5	0	0	0	12
漁船	1	6	0	3	2	8	20
旅客船	1	1	0	0	0	0	2
公用船	0	1	0	0	0	1	2
作業船	3	4	0	0	1	5	13
プレジャーボート	1	1	0	0	0	0	2
その他	2	3	0	0	1	7	13
計	15	20	5	3	4	22	69

- （注） 1. 作業内容の欄の「その他の作業」とは、諸機関運転作業等である。
 2. 船種の欄の「その他」とは、遊漁船、警戒船、廃船等である。

資料5-3 船種別にみた取扱不注意の原因（油のみ）【令和7年】

（単位：件）

取扱不注意の原因 船種	バルブ 操作不適切	タンク 計測不適切	ポンプ 操作不適切	関連機器 点検整備 不適切	その他	合計
貨物船	3	0	0	0	2	5
タンカー	9	2	1	0	0	12
漁船	4	6	5	0	5	20
旅客船	0	0	0	1	1	2
公用船	1	1	0	0	0	2
作業船	1	4	2	0	6	13
プレジャーボート	0	0	0	0	2	2
その他	4	2	0	1	6	13
計	22	15	8	2	22	69

- （注）1. 取扱不注意の原因の欄の「その他」とは、作業手順確認不足等によるものである。
2. 船種の欄の「その他」とは、遊漁船、警戒船、廃船等である。

資料5-4 船舶における作業内容と取扱不注意の原因（油のみ）【令和7年】

（単位：件）

取扱不注意の原因 作業内容	バルブ 操作不適切	タンク 計測不適切	ポンプ 操作不適切	関連機器 点検整備 不適切	その他	合計
給油作業	10	2	0	0	3	15
移送作業	4	10	2	1	3	20
貨物油荷役作業	4	1	0	0	0	5
機関・設備整備作業	2	1	3	0	0	6
ビルジ取扱作業	0	0	2	0	2	4
その他の作業	2	1	1	1	14	19
計	22	15	8	2	22	69

- （注）1. 取扱不注意の原因の欄の「その他」とは、作業手順確認不足等によるものである。
2. 作業内容の欄の「その他の作業」とは、諸機関運転作業等である。

資料6 外国船舶による海洋汚染【令和7年を含む直近5年分】

(単位：件)

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
海洋汚染の発生確認件数	油による海洋汚染	日本の領海内	15	17	8	14	9
		日本の領海外	1	0	0	0	1
		小計	16	17	8	14	10
	油以外のものによる海洋汚染		0	0	0	1	1
	合計		16	17	8	15	11
	(船舶起因の汚染に占める外国船舶の割合)		(10%)	(7%)	(5%)	(8%)	(5%)